第号

年　　　月　　　日

日常生活用具給付(貸与)決定・却下通知書

　　　　　　　　　　　　　様

舟橋村長

　さきに申請のありました日常生活用具については、次のとおり決定・却下になりましたので通知します。

1　決定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給付等番号 | 第　　　　　　　号 | 給付等決定年月日 | 年　　月　　日 |
| 対象者氏名 | 　 | 障害者手帳番号 | 第　　　　号 |
| 給付(貸与)する用具名(形式規模等を含む) | 　　 | 納入業者名 |  |
| 納入業者の住　　　所（電話番号） |  |
| 価　　　格 | 利用者負担額 | 公費負担額 |
| 円 | 円 | 円 |
| 注　意　事　項 | 1　用具は、対象者又はその扶養義務者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。2　給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じ られています。3　2に違反した場合には、費用の全部又は一部返還してもらうことがあります。 |

2　却下

|  |  |
| --- | --- |
| 理由 | 　 |

教示

　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に舟橋村長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、舟橋村長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に舟橋村を被告として(訴訟において舟橋村を代表する者は舟橋村長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

　(1)　審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。